

あすか野スポーツ広場使用規則

- 第1条 あすか野スポーツ広場(以下スポーツ広場という)は、あすか野自治会(以下自治会といふ)会員(以下会員といふ)がスポーツ、レクリエーション等の場として自由に使用することを原則とするが、生駒市及び自治会の主催する行事等(以下公用といふ)或いは会員のサークル活動等のために団体で使用することもできる。但し自治会の特に認める場合を除いて、硬式野球、軟式野球、ゴルフの練習は禁止する。
- 第2条 スポーツ広場を団体で使用する場合は、所定の申し込みをすること。その場合、公用を優先し、その他の使用については申し込み順とする。ただし第1日曜日と祝日の午後は、公用以外の団体使用は認めない。
- 第3条 スポーツ広場の団体使用責任者(以下使用責任者といふ)は原則として会員であること。
- 第4条 緊急を要する使用の必要性が生じた場合、自治会は優先使用を認めることができる。
- 第5条 スポーツ広場の使用に当って、使用承認条件に違反した場合、自治会は使用を中止させることができる。
- 第6条 第4条における緊急使用により予定されていた使用者に損害が生じた場合及び第5条における使用中止のために使用者に損害が生じた場合、自治会はそれに対して責任を負わない。
- 第7条 スポーツ広場は公共の精神に則り、良識ある配慮のもとに使用すること。
万ースポーツ広場の施設に損害を与えた場合、使用者は直ちに自治会に届け出ること。その場合使用者は原状の回復あるいは損害賠償をする責任を負う。
- 第8条 スポーツ広場の使用中の事故及び第三者に対する人身事故並びに物件事故については、使用者が適宜処置すること。自治会はそれに対して責任を負わない。
- 第9条 スポーツ広場の団体使用は原則として8時より17時までとする。
- 第10条 スポーツ広場の使用は無料とする。
- 第11条 スポーツ広場に倉庫等の設備の新設、又は現存設備の移動・設備の増設・設備の廃棄については、必ず自治会に届け(サイズ・色・設置場所等)生駒市の許可を得なければならない。
- 第12条 スポーツ広場の使用方法等は使用細則で定める。
- 平成21年9月13日改正
- 第13条 本使用細則(以下細則といふ)はあすか野スポーツ広場使用規則(以下規則といふ)第11条に基づいて定める。細則における用語は規則に準ずる。
- 第14条 規則及び細則に関する判断は自治会事務局において行なう。
- 第15条 スポーツ広場の使用に当っては規則を遵守すること。
- 第16条 スポーツ広場の団体使用を希望する場合、使用責任者は自治会事務室(以下事務室といふ)の業務時間中に事務室において所定の使用申込書を受け取り、必要事項を記入の上提出し、使用承認書を受け取ること。
- 第17条 スポーツ広場の団体使用申し込みは、原則として使用希望日の前月より受け付ける。使用申し込みの取り消しは使用予定日の2日前までに申し出ること。但し、公用並びに特別の催しで、役員会が認めたものは1ヶ月前でも申し込むことができる。(申し出は要望書による)
- 第18条 使用責任者は原則として、使用当日(当日が休日の場合は直前の平日)に事務室で使用承認書と引き換えにトイレの鍵を受け取り、使用終了後速やかに返却すること。助成サークルについては1年を限度にトイレの鍵を借りることができる。万一、鍵を紛失した時は実費(スペアキー代も含む)を弁償する。
- 第19条 スポーツ広場の使用に当って使用責任者はグランド、施設等の異常を発見した場合は、直ちに自治会に報告すること。
- 第20条 スポーツ広場の使用終了後、使用責任者はグランド、トイレ等をよく清掃した上、施設の点検、水道の後始末、トイレの戸締りなどを厳重に行なうこと。飲食に使用した食器、空瓶、空缶類の後始末はその日のうちに行なうこと。
- 第21条 使用責任者は使用権を他人に譲渡できない。
- 第22条 使用者は来場に当って自動車の使用は極力避け、やむおえない場合でも近隣に駐車しないこと。
- 第23条 スポーツ広場での火気(花火・焚き火等含む)使用は原則として禁止する。但し、公用並びに特別の催しで、役員会が認めたものはこの限りではない。
- 第24条 本規則、細則は役員会の承認を得て改廃することができる。
- 付 則 本規則・細則は
昭和58年 4月 1日より施行する。
平成13年 6月 9日一部改正
(第2条の団体使用日の制限・第11条追加)
平成13年11月10日改正
平成18年 6月 1日改正
平成21年 9月13日一部改正

使 用 細 則

- 第1条 本使用細則(以下細則といふ)はあすか野スポーツ広場使用規則(以下規則といふ)第11条に基づいて定